

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
215	2	1	3.						方針2「文化・芸術活動の拠点の整備」	PFI事業者に期待する方針として「文化・芸術活動の拠点整備」が挙げられておりますが、当該整備の中心となる市民文化センターは、本事業の業務範囲に含まれておりません。当然ながら、体育施設の利用を通しての文化・芸術活動の推進は重要であると考えますが、拠点としての整備を計画することには若干の違和感があります。当該方針をどのように捉えて、今後の提案内容の検討をしていただければ良いかと教授願います。	「香陵公園周辺整備基本計画」では、「香陵公園周辺地区」として設定した区域について、基本理念と5つの将来像を示しており、これらは本PFI事業として実施する範囲に限るものではありません。市民文化センターにかかる業務のうち、本PFI事業においては、市民文化センターの催事等で混雑が予想される場合は、その対応や情報共有においてPFI事業者の協力を求めており、維持管理・運営等のその他の業務は事業対象外ですが、現在の利用形態等を考慮していただき、共用となる空間や利用者目線での利用等を想定した提案がされることに期待します。
216	24	3	4.	(3)					安全・防災・防犯計画	別紙3-2-8「地震・津波ハザードマップ」により、当該事業の計画地が津波による浸水被害を受ける可能性のある地域であることが分かります。当該施設は地域の防災拠点として、市民の安全で安心な生活を支える場を目指して整備することから、このような浸水被害を想定した、床面の整備計画が必要であると考えます。市としては、施設床面の仕様についてどのようにお考えでしょうか。ご教授願います。	床面の仕様については、事業者の提案によります。
217	25	3	4.	(5)				g	環境配慮計画「木質化努力」	「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」に基づく木質化努力を促す指示項目がありますが、県産材等を積極活用した木質化に対して、沼津市ではどれ位重要であるとお考えでしょうか。木質化によるメリットは非常に大きく、魅力的な素材であることは間違いありませんが、コスト面や木のデメリット(水・火・虫等への弱さ、耐久性等)を克服するための工夫検討の難しさ等、扱いの難しさもあります。そのようなマイナス要素を考慮した上で、木質化への挑戦をすることについて評価して頂けるでしょうか。見解をお教え頂けると助かります。	木質化を評価するかどうかに関して、評価項目については、入札公告時に公表します。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
218	35	3	5.	(2)	5)	②	g	(e)	情報通信設備 「Wifi設備」	新市民体育館建築計画に、情報通信設備として「Wifi設備」を設置するよう指示されていますが、これは現在沼津市にて運用されている「IZUPASS」を利用したシステムを構築する計画であると考えて宜しいでしょうか。また、設置エリア範囲は当該事業エリア全域としてお考えでしょうか。特定スポットに限定する予定でしょうか。市の方針についてご教授願います。	必ずしも「IZUPASS」を利用したシステムを構築することを求めるものではありません。 Wi-Fi設備は、災害時の利用も想定し、新市民体育館の情報通信設備として要求しているものであり、Wi-Fiエリアの設定は事業者の提案によります。
219	80	9	2.	(2)					新市民体育館の利用形態 及び予約の考え方	別紙9-3-1「利用状況一覧」1.及び2.の(3)「大会等開催状況」により、大会等による施設の年間利用スケジュールが大体把握できました。しかしながら、毎年同じように大会利用が見込める場合、土日祝日等の大きなイベント企画を立案しやすいタイミングでは、沼津市や体育館協会主催の大会等でアリーナの利用率はほぼ埋まってしまっているように思われます。PFI事業者が独自に企画立案してイベントを開催したい場合、市専用利用および市体育協会専用利用より優先度の低いPFI事業者利用であっても、休日でのアリーナ利用は可能でしょうか。自主提案事業の計画に際し、アリーナ利用の提案事業が可能かどうかお教え頂きたいお願い申し上げます。また、別紙9-3-2「予約受付の方法」を拝見すると、スポーツ教室事業(PFI事業者)は、優先予約Aに割り当てられています。これは、今まで継続的に、沼津市や体育館協会にて定期開催されている教室等と同じ時期に、PFI事業者が新しくスポーツ教室を計画した場合、PFI事業者の教室予約を11月末日までに先行して予約可能ということでしょうか。方針につきましてご教授願います。	PFI事業者による自主提案事業は、優先予約Bに位置づけており、優先予約Aの決定後、アリーナの予約が可能であれば休日でも利用は可能です。また、別紙9-3-2に示す「スポーツ教室事業」とは、要求水準書(案)「P84 3. (1) 3) ② a (d)」のことであり、「スポーツ振興事業推進業務(「P88 3. (7) 」)」として実施する事業内容は、全て事業者提案により計画され、優先予約Aとして予約可能となります。